

林災防栞発第33号
平成28年6月1日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
支部長 林 紀一郎
(公印省略)

平成28年度林材業労働災害防止月間中における労働災害防止対策の
徹底について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、林材業における労働安全衛生活動の推進につきまして、ご理解とご協力を
いただき感謝申し上げます。

さて、先般、林業・木材製造業労働災害防止協会本部においては、厚生労働省並びに
中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」の実施に当たり、7月1日から7月
31日までの1か月間を「林材業労働災害防止月間」に設定し、別添の「平成28年度
林材業労働災害防止月間実施要領」に基づき、林材業を営む事業者及び作業者の労働安
全意識の高揚と安全活動の定着を図ることとしました。

つきましては、会員事業場におかれましても、全国安全週間期間中の諸行事への参加
などと併せ、林材業労働災害防止月間中における労働災害の発生を未然に防止するため、
同実施要領の「5. 会員等の実施事項」に定める各種取組みを積極的かつ集中的に実施さ
れますようお願い申し上げます。

なお、現在、「林材業STOP! 転倒災害プロジェクト」(平成28年12月末まで)
を展開しているところですが、同実施要領のとおり、林材業労働災害防止計画の計画目
標を達成するために、例年以上に年間を通して取り組まれますよう重ねてお願い申し上
げます。

敬具

平成28年度林材業労働災害防止月間実施要領

1. 目的

林業・木材製造業労働災害防止協会（以下、「当協会」という。）においては、平成25年度を初年度とする「林材業労働災害防止計画」（計画期間：平成25年～平成29年度）で、究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現のために、労働災害の防止、労働者の健康の確保及び快適な職場の形成の促進を図り、林材業の安全衛生水準の向上を期すため、

〔死亡災害〕

死亡災害の撲滅を目指し、林材業における労働災害による死亡者の数が、平成29年において36人（林業31人、木材製造業5人）を下回ること

〔死傷災害〕

平成24年と比較して、平成29年までに林材業における労働災害による休業4日以上之死傷者の数を、15%以上減少させること。

この2つを「計画の目標」に掲げて、目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開している。

「林業」の労働災害を産業別死傷年千人率(休業4日以上、平成26年値、全産業の死傷年千人率は2.3)で見ると、「全産業」の11.7倍であり、「木材製造業」では「製造業」の4.2倍となるなど、未だに他産業に比べて著しく高い状況が続いている。これらの労働災害の発生原因を見てみると、本来遵守すべき安全確保のための基本的な作業手順を励行していないことに起因する労働災害が多発しており、依然として同種作業・類似災害の発生を繰り返すなどの傾向が顕著である。

本年度も厚生労働省並びに中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」が

見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険 みんなで見つける 安全管理

をスローガンとして、6月1日から6月30日までの1か月間を準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として、全国のあらゆる事業場で安全に関する取組が展開されている。

このため、この実施に当たり当協会においては、例年7月1日から7月31日までの1か月間を「**林材業労働災害防止月間**」に設定して、林材業を営む事業者及び労働者の労働安全意識の高揚を期するとともに、労働災害の防止を図る。

2. 期間

平成28年7月1日から7月31日までの1か月間

3. 本部の実施事項

- ① 会員はじめ、林材業を営む事業者等へ「林業・木材製造業労働災害防止規程」及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に対するガイドライン（平成27年12月7日付け基発1297第4号）」（以下「ガイドライン」という。）の周知並びに遵守徹底を図る。
- ② 労働災害が多発している業界全体に対して安全管理士等を活用し、労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行うとともに、事業場への集団指導、個別指導の実施等により、林業及び

木材製造業全体の安全衛生水準向上を図る。

- ③ 経営トップ自らによる現場、作業場の安全総点検の実施を指導する。
- ④ 林材業リスクアセスメントの活用促進を図る。
- ⑤ 現場安全パトロール等を実施する。
- ⑥ 林材業労働安全ポスター『「もしかして」いつも心に 危険予知』を作成し、頒布する。
- ⑦ 支部及び分会並びに会員等の実施事項について、指導、助言する。

4. 支部及び分会の実施事項

「林材業労働災害防止月間」にあわせ、次の事項を中心として、計画的に実施する。

- ① 支部、分会による会員等に対する「林業・木材製造業労働災害防止規程」及びガイドラインの周知並びに遵守徹底のための指導を実施する。
- ② 会員に対し、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。
- ③ 支部長自らの参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携した現場安全パトロールを実施する。
- ④ 職長、作業員など、各レベルに応じた安全意識の高揚のための全員参加集会を実施する。
- ⑤ 現場、作業場における林業リスクアセスメントの定着を図る。
- ⑥ 会員に対し、労働安全ポスターの掲示、安全唱和等取組事項の実施を指導する。
- ⑦ 「全国安全週間」の準備期間中に、会員に対し、転倒災害防止対策の定着に向けて、林材業「STOP！転倒災害プロジェクト」を重点的に取り組むよう指導する。
- ⑧ その他、会員等の実施事項について、指導、援助する。

5. 会員の実施事項

(1) 共通事項

- ① 「林業・木材製造業労働災害防止規程」及びガイドラインの遵守を図る。
- ② 外部で開催される安全大会等に積極的に参加する。また、社内においても、職長、作業員など各レベルに応じた安全意識の高揚のための集会を開催する。
- ③ 林業における簡易リスクアセスメントの確実な実施の推進を図る。
- ④ 安全意識の高揚のために、安全旗の掲揚、労働安全ポスターの掲示、安全唱和等を実施する。
- ⑤ 経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施とともに、現場、作業場における現場安全パトロールを実施する。
- ⑥ 「全国安全週間」の準備期間中に、林材業「STOP！転倒災害プロジェクト」を重点的に取り組むとともに、転倒災害防止対策の定着状況を点検する。
- ⑦ その他、本月間にふさわしい行事を実施する。

(2) 林業関係会員

- ① 新規就業者等経験の浅い労働者及び高齢労働者に対して、現場の状況に応じた安全な作業方法、チェーンソー等機械器具の取り扱い方法等に係る安全衛生教育の徹底を図る。
- ② 車両系木材伐出機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底を図る。
- ③ 枝の落下等による労働災害が多発しているため、伐倒作業での安全対策の徹底を図る。
- ④ 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底を図る。

(3) 木材製造業関係会員

- ① 木材加工用機械の安全な機械の採用及び使用、安全な作業方法の徹底を図る。
- ② 機械・設備等の修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係るマニュアルの整備を図る。
- ③ 荷の積み卸し作業、はい作業における安全な作業方法の徹底を図る。

～ 本月間に取り組むべき重点対策 ～

「林業・木材製造業労働災害防止規程及びガイドラインの遵守・徹底」

林業現場は車両系木材伐出機械で伐木できない急斜面も多く、チェーンソーの伐木作業が不可欠である。このため、林業・木材製造業労働災害防止規程及び平成27年12月に発出されたガイドラインの周知徹底を図り、チェーンソーによる伐木及び造材作業時の労働災害を減少させる。

「安全衛生教育の確実な実施」

平成27年発生、林業死亡災害の傾向を見ると、経験年数10年以下の作業員や60才以上の高齢作業員に発生頻度が高いことから、特別教育等を終了後、概ね5年経過した者には安全衛生に係る能力向上教育を受講促進、高齢者を危険有害業務から避けるなど特段の注意が必要。

「簡易リスクアセスメントの確実な実施」

平成28年度は、林業リスクアセスメントの一層の定着・浸透を図る。

「ストップ！転倒災害プロジェクトの積極的な展開」

転倒といえども転落等の重篤災害に繋がることもあり、林災防では安全週間の準備期間を重点取組期間としており、事業地内の危険予見可能性を点検し転倒災害の減少に努める。

「熱中症及び蜂刺されの予防対策」

これらは夏場の林業作業で特に留意すべきものであり、熱中症については正しい知識と適切な予防対策や応急措置が必要であり、日々の朝礼の際に繰り返し教育を実施のこと。また、蜂刺されは、蜂に刺されないため、巣に近寄らない、蜂に刺激を与えない、防蜂網の着用等が大切で、重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある者は自動注射器を携行させる。